

# 店頭外国為替証拠金取引説明書 [新旧対照表]

## 店頭外国為替証拠金取引説明書（個人用）

新	旧
<p>店頭外国為替証拠金取引のリスク等 重要事項について</p> <p>(7) 当社は「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」第 10 条の 5 第 7 項第 1 号に規定する報告金融機関等にあたります。当社と金融取引を行うお客様は、同条第 1 項前段の規定により、「特定取引を行う者の届出書」を届け出ていただく必要があります。また、当社では、同項後段の規定により届け出ていただいた内容の確認を行うほか、居住地国が一定の国のお客様については、同法第 10 条の 6 第 1 項の規定により口座残高等の情報を所轄税務署長に報告することが義務付けられております。</p>	<p>店頭外国為替証拠金取引のリスク等 重要事項について</p> <p>(新 設)</p>

(平成 29 年 1 月 1 日改定)

## 店頭外国為替証拠金取引説明書（法人用）

新	旧
<p>店頭外国為替証拠金取引のリスク等 重要事項について</p> <p>(7) 当社は「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」第 10 条の 5 第 7 項第 1 号に規定する報告金融機関等にあたります。当社と金融取引を行うお客様は、同条第 1 項前段の規定により、「特定取引を行う者の届出書」を届け出ていただく必要があります。また、当社では、同項後段の規定により届け出ていただいた内容の確認を行うほか、居住地国が一定の国のお客様については、同法第 10 条の 6 第 1 項の規定により口座残高等の情報を所轄税務署長に報告することが義務付けられております。</p>	<p>店頭外国為替証拠金取引のリスク等 重要事項について</p> <p>(新 設)</p>

(平成 29 年 1 月 1 日改定)

# 店頭外国為替証拠金取引約款・規定集 [新旧対照表]

店頭外国為替証拠金取引約款・規定集（個人用）

（下線部変更箇所）

新	旧
<p>MASUMO FX 約款</p> <p><b>第 19 条 届出事項の変更届出</b></p> <p>当社に届け出た氏名もしくは名称、印章もしくは署名鑑または住所もしくはその他の事項に変更があったときは、当社に対し直ちに書面または電磁的方法をもってその旨の届出をすること。<u>なお、居住地国に変更があった場合は、法令の定めるとおり変更日から 3 ヶ月以内に異動届書により申告すること。</u></p>	<p>MASUMO FX 約款</p> <p><b>第 19 条 届出事項の変更届出</b></p> <p>当社に届け出た、氏名もしくは名称、印章もしくは署名鑑または住所もしくは<u>事務所の所在地</u>その他の事項に変更があったときは、当社に対し直ちに書面または電磁的方法をもってその旨の届出をすること。</p>
<p>MASUMO FX 取引規定</p> <p><b>第 4 条 使用機器及び回線</b></p> <p>※ 1 台のパソコンで同時に複数のログインはできない。</p> <p>※ 同時にログインを行った場合は障害が発生する可能性があるため行わないこと。</p> <p>※ <u>お客様の使用機器によっては、セキュリティ上ログインできない場合がある。</u></p>	<p>MASUMO FX 取引規定</p> <p><b>第 4 条 使用機器及び回線</b></p> <p>※ 1 台のパソコンで同時に複数のログインはできない。</p> <p>※ 同時にログインを行った場合は障害が発生する可能性があるため行わないこと。</p> <p>※ （追加）</p>

（平成 29 年 1 月 1 日改定）

店頭外国為替証拠金取引約款・規定集（法人用）

（下線部変更箇所）

新	旧
<p>MASUMO FX 約款</p> <p><b>第 19 条 届出事項の変更届出</b></p> <p>当社に届け出た氏名もしくは名称、印章もしくは署名鑑または住所もしくは<u>事務所の所在地</u>その他の事項に変更があったときは、当社に対し直ちに書面または電磁的方法をもってその旨の届出をすること。<u>なお、居住地国に変更があった場合は、法令の定めるとおり変更日の属する年の 12 月 31 日又は 3 月を経過する日のいずれか遅い日までに異動届出書により申告すること。</u></p>	<p>MASUMO FX 約款</p> <p><b>第 19 条 届出事項の変更届出</b></p> <p>当社に届け出た、氏名もしくは名称、印章もしくは署名鑑または住所もしくは<u>事務所の所在地</u>その他の事項に変更があったときは、当社に対し直ちに書面または電磁的方法をもってその旨の届出をすること。</p>
<p>MASUMO FX 取引規定</p> <p><b>第 4 条 使用機器及び回線</b></p> <p>※ 1 台のパソコンで同時に複数のログインはできない。</p>	<p>MASUMO FX 取引規定</p> <p><b>第 4 条 使用機器及び回線</b></p> <p>※ 1 台のパソコンで同時に複数のログインはできない。</p>

※ 同時にログインを行った場合は障害が発生する場合がありますため行わないこと。 ※ <u>お客様の使用機器によっては、セキュリティ上ログインできない場合があります。</u>	※ 同時にログインを行った場合は障害が発生する場合がありますため行わないこと。 ※ (追加)
---	---

(平成 29 年 1 月 1 日改定)

(変更書面)

- 店頭外国為替証拠金取引説明書（個人用） 201701
- 店頭外国為替証拠金取引説明書（法人用） 201701
- 店頭外国為替証拠金取引約款・規定集（個人用） 201701
- 店頭外国為替証拠金取引約款・規定集（法人用） 201701